

水道だより

平成24年7月1日号

No.11

横手市上下水道部経営管理課

横手市四日町3番23号

☎ 0182-35-2251



鍬入れをする五十嵐忠悦市長（左）と佐藤清春議長（右）

大沢第二浄水場整備事業

いよいよ本格的 建設工事がスタート

去る4月11日、特定建設共同企業体主催による大沢第二浄水場整備事業建設工事安全祈願祭が、ご来賓並びに関係者多数の出席のもと行なわれ、本格的に建設工事がスタートしました。

大沢第二浄水場は、昭和36年に建設された上内町浄水場が築50年を経過し、老朽化が進んでいることから、上内町浄水場に替わる浄水場として建設します。

新たな浄水場は横手北部、大雄地域の安全かつ安定した給水を確保するため、平成21年度に基本設計を実施し、平成22年度には既設の大沢浄水場隣接地を建設地に決定しました。計画1日最大給水量11,000m³を予定し、浄水処理方式については、粉末活性炭処理、除マンガン処理および膜ろ過処理（セラミック膜）を採用することにいたしました。

本建設工事は、工事費約40億円。平成23年度は設計・用地補償業務、平成24年度および平成25年度は建設工事を行い、平成26年4月に給水開始の予定です。

市民の皆様には喜ばれるよう「よりおいしく、安全で安心な水道水の安定供給」をめざしてまいります。

【大沢第二浄水場の概要】

- **事業名** 大沢第二浄水場整備事業
浄水場設計及び建設工事
- **工事場所** 横手市大沢字下庭当地内
- **設計施工者** メタウォーター・半田工務店・
横手電気工業
特定建設共同企業体
- **工期** 着工 平成23年10月15日
完成 平成26年1月17日
- **給水開始予定** 平成26年4月
- **計画1日最大給水量** 11,000m³
- **施設概要** 敷地面積 9,800.76m²
取水井・沈砂池棟、膜ろ過棟など



大沢第二浄水場 完成予想図

■ 施設の特徴

- セラミック膜を用いた浄水システムにより、『安全』で『安心』できるおいしい水道水の『安定』供給の実現を図ります。
- 災害対策を重視した設計とし、地震や水害などに強い施設の実現を図ります。

平成24年度 水道事業予算の概要

水道事業は、水道を使用されている皆様からいただく水道料金で経営しています。

また、水道は日常生活に欠かせないものであり、将来にわたり、安心で安全な水道水を安定して皆様のもとへお届けすることが、水道事業の使命です。

そのために、長期的な視点で浄水場や配水管の維持管理、更新を行いながら、経営努力と事務の効率化を図り、健全な経営に努めてまいります。

平成24年度予算の概要と主な事業をお知らせいたします。

収益的収支では、料金収入を若干の減少を見込んでいる一方で、人件費や減価償却費の減などにより収入超過の予算となっておりますが、消費税を除くと支出超過の予算となっておりますので、更に経費節減に努めてまいります。

また、資本的収支では、大沢第二浄水場整備事業の本体工事着手などにより昨年度と比較して大型予算となっております。

主な事業

- ・簡易水道再編推進事業
(増田・平鹿・雄物川・十文字・山内地域)
- ・緊急時給水拠点確保等事業
(横手・雄物川・十文字地域)
- ・配水管布設替工事(各地域)
- ・大沢第二浄水場整備事業
- ・将来の利水権確保のための成瀬ダム工事負担金

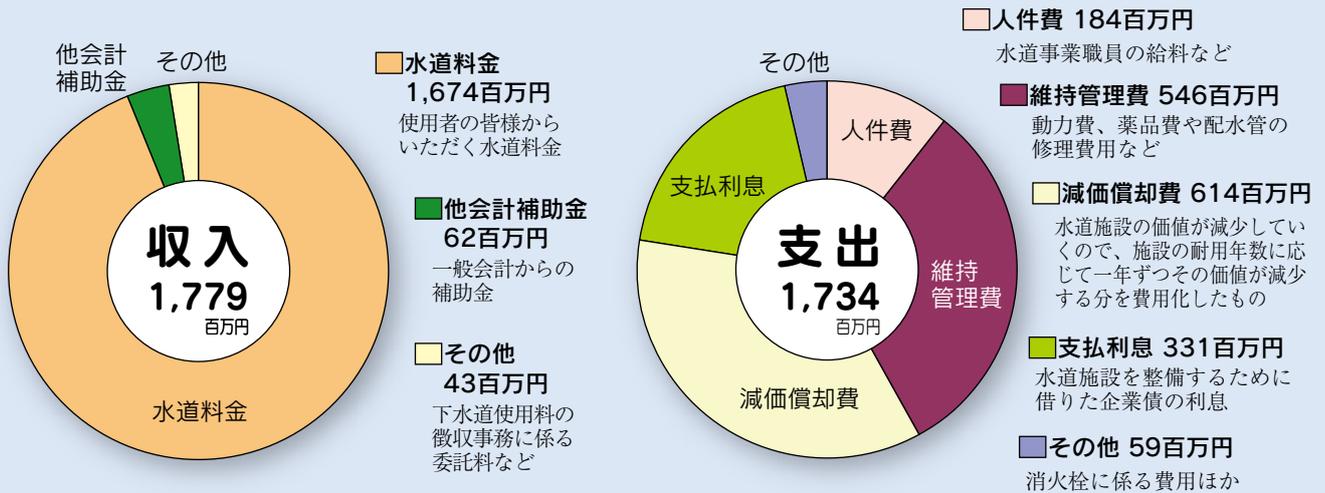


横浜市水道お客様センター
イメージキャラクター

スイト ムムリン

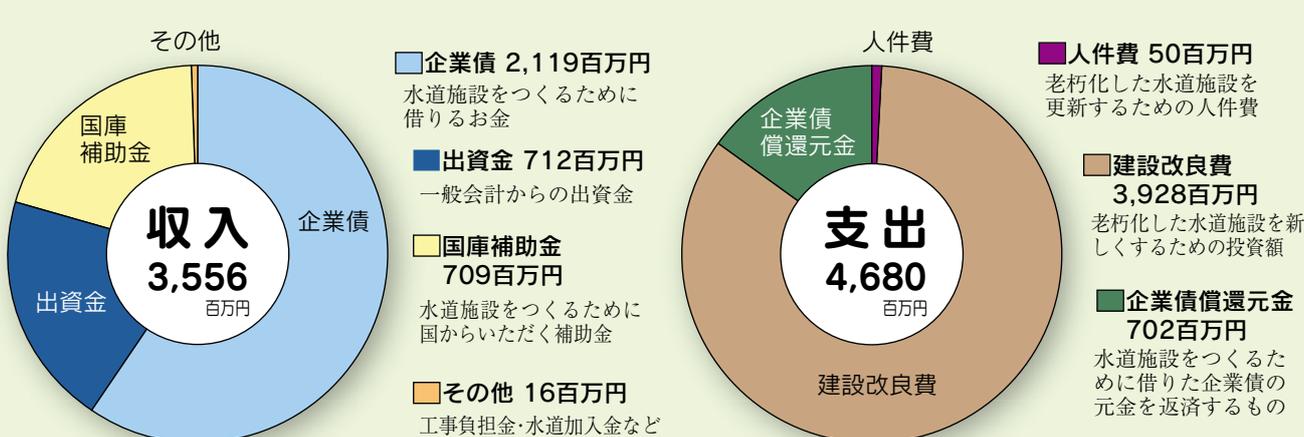
収益的収支

水道料金を主な収入として、水道水をつくったり、施設の維持管理のために必要な経費を中心とした営業活動に係る収支です。



資本的収支

老朽化した水道施設を更新・改良したり、新たな水道施設を整備するための事業費を中心とした営業活動以外の収支です。



資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、*内部留保資金等で補てんします。

*内部留保資金等とは…経費のうち、現金の支出を伴わない減価償却費や、営業を通じて生じた利益を積み立てたお金など、水道事業の内部に保留してある資金です。

平成23年度水道建設事業状況

平成23年度、市内各地の安定給水を図るために、配水管の更新、緊急時給水拠点施設への管路耐震化と各地域の配水管の新設及び布設替工事を実施しました。

特に、平鹿地域の未普及地域給水と施設の更新のために醍醐浄水場の配水池増設工事の実施、平成24年4月に増田吉野地区へ増田中央から送水するために、吉野送水ポンプ場の建設と送水管布設工事を行いました。



完成した吉野送水ポンプ場

各地域の主な工事状況

横手地域	大沢第二浄水場整備事業（浄水場設計及び建設工事）	国道107号配水管布設替工事（南町地内）
増田地域	吉野送水ポンプ場建設工事	吉野地区送配水管布設工事 戸波地区配水管布設工事
平鹿地域	醍醐浄水場配水池増設工事	
雄物川地域	八卦・船沼地区配水管布設工事	雄物川地区配水管布設工事 雄物川東部地区配水管布設工事
十文字地域	十文字配水管布設工事	十文字憩寿園ライン配水管布設工事
山内地域	黒沢地区配水管布設工事	山内南地区配水管布設替工事 山内菅生地区配水管布設工事



水道お客様センター

横手市では、水道利用者の利便性向上を図るために、平成23年4月1日、水道庁舎1階に水道お客様センターを開設し、(株)トータルオフィスマネージメントに窓口、料金収納などの業務を民間委託し、1年が経過しました。

お陰様で、昨年度1年間の窓口来訪者数が4,437人、窓口収納件数が10,524件、土日営業時の取扱件数が1,548件と順調に推移しています。また、インターネットでの各種申し込み件数が52件、コンビニでの料金収納が月平均約1,800件と、民間委託により利用者の利便性が向上しました。

今後とも、利用しやすく親しみの持てる水道お客様センターをめざしてまいりますので、上下水道料金のことは、お気軽におたずねください。



- 【営業場所】 横手市水道お客様センター（横手市水道庁舎1階）
所在地／横手市四日町3番23号 ☎ 32-2758
- 【営業時間】 * 平日 午前8時30分～午後5時30分（水曜日は午後8時まで）
* 土曜・日曜日 午前8時30分～午後1時30分
※ 祝日、振替休日、12月29日～1月3日は休業

長期不在となる方は、水道の中止届けを

今冬の豪雪と寒波により、長期不在のご家庭で水道管の凍結による漏水事故が多数発生しています。

ご家庭の水道管が漏水しますと多額の修繕料と水道料金が使用者の負担となります。

長期間不在となる方は、漏水事故の未然防止のため、水道の使用中止を「横手市水道お客様センター」にご連絡くださいますようお願いいたします。

※水道の使用中止について・・・

- ・使用中止とは、引越しや長期間水道を使用しないと

きに、止水栓で閉栓し使用を止めることです。（帰宅した際には、開始の連絡をすれば開けることができます）

- ・使用中止の届けをすることにより、その後の水道料金は発生いたしません。
- ・使用中止、使用開始の届けは、電話連絡でOKです。

【水道の中止・開始の連絡先】

横手市水道お客様センター ☎ 32-2758

便利で確実な口座振替をご利用ください！

お申し込み方法

預金通帳とお届け印を持参のうえ、金融機関でお申し込みください。

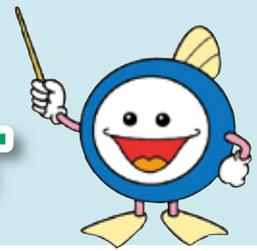
◎ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（平成24年4月1日現在）

北都銀行・秋田銀行・北日本銀行・秋田信用金庫・羽後信用金庫・秋田ふるさと農協・東北労働金庫・ゆうちょ銀行

申し込み用紙は、各金融機関、水道お客様センターの窓口にて用意しております。詳しくは、水道お客様センター（☎32-2758）までお問い合わせください。



今年7月から 下水道使用料が変わります



～下水道と集落排水施設の使用料が今年の7月使用分（8月検針分）から変更～

横手市の下水道使用料（集落排水施設使用料を含む）は、汚水処理にかかる負担の公平を図ることから、平成22年7月使用分より全市統一した使用料に改定されておりますが、改定から2年間は急激な負担増とならないように、経過措置として旧使用料との差額の1/2を調整した使用料としてきました。平成24年度は、経過措置期間である2年が終了することから、平成24年7月使用分より全市統一の使用料が適用となります。

◆下水道使用料が高くなる場合

	差額	
平成22年6月までの使用料 →	1/2	1/2
平成22年7月使用分からの使用料 →	1/2	
平成24年7月使用分からの使用料 →		

◆下水道使用料が安くなる場合

	差額	
平成22年6月までの使用料 ←		
平成22年7月使用分からの使用料 ←	1/2	
平成24年7月使用分からの使用料 ←	1/2	1/2

※変更後の下水道使用料が同じ場合もあります。

●新下水道使用料

使用区分	使用水量	金額
基本使用料	0～5 m ³	735.00 円
従量使用料 (1m ³ あたり)	6～10m ³	147.00 円
	11～20m ³	156.45 円
	21～30m ³	165.90 円
	31～40m ³	175.35 円
	41～50m ³	184.80 円
	51～100m ³	194.25 円
	101m ³ ～	203.70 円

※消費税を含みます。

※月額使用料の計算値から1円未満の端数は切り捨てます。



下水道マスコットキャラクター
スイスイ

◆お問い合わせ

上下水道部経営管理課(水道庁舎)

☎ 35-2251

●新旧使用料の比較の例

(1ヶ月に25m³使用した場合の月額使用料)

使用月	区分	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄
～H22.6	旧使用料	3,228 円	4,672 円	4,147 円	3,622 円	2,861 円	3,622 円	3,570 円	3,990 円
H22.7～H24.6	経過措置	3,546 円	4,268 円	4,005 円	3,743 円	3,363 円	3,743 円	3,717 円	3,927 円
H24.7～	統一後	3,864 円							

※消費税を含みます。

水道・下水道に関するお問い合わせ・ご相談は

水道お客様センター

☎32-2758

- ◎水道の使用開始・中止の申し込み
- ◎使用水量の検針
- ◎水道料金、下水道使用料の支払いなど

水道課

☎35-2252

- ◎道路上や宅地内の水道管の水漏れ、修繕工事
- ◎水の濁りや水圧について
- ◎給水装置の新設・改良、指定工事店、受水槽の衛生管理など

下水道課

☎35-2253

- ◎下水道・集落排水・浄化槽に関する事業計画、事業推進、受益者負担金、施設維持管理など

経営管理課

☎35-2251

- ◎経営、広報、ホームページなど